



予防技術資格者43名の中で「防火査察専門員」、「消防用設備等専門員」及び「危険物専門員」の3部門全てにおいて認定され、高度な予防業務に精励されている3名に対し、平成30年8月8日に業務表彰を行いました。

予防技術資格者として「防火査察専門員」、「消防用設備等専門員」及び「危険物専門員」を消防力の整備指針により、予防業務の専門化・高度化に伴い、火災予防に関する、より高度な専門知識と技術を習得し、予防事務を的確に行うために、この資格制度が創設されています。

3名には、高度な予防専門知識と技術を活用して、若手職員の育成及び予防業務に的確な対応をしていただくことを強く期待しています。

